

請願受理及び個人情報取扱事務調査特別委員会調査報告書

1 審査事件

令和6年6月17日受付請願第3号に係る請願受理及び個人情報取扱の事務について
(地方自治法第100条第1項の規定に基づく調査)

2 審査経過

前記事件を審査するため令和6年7月1日、22日、8月7日、9月10日、10月2日、18日、28日、11月5日、15日、25日、29日、12月13日、20日、23日、24日、令和7年1月27日、2月18日、3月10日及び3月19日に当委員会を開いた。

(1) 出席した委員

日下 茂 藤原 正伸 横尾 正信 水田 文夫 加藤 貴之
西本 英輔 嵯峨山 博 渕本 稔

(2) 欠席した委員

なし

(3) 説明のため出席した証人

延べ20名(市民9名、市議会議員8名、職員3名)

(4) 説明のため出席した職員(係長以上)

なし

3 審査結果

(1) はじめに

請願受理及び個人情報取扱事務調査特別委員会(以下「本委員会」という。)は、市民から提出された請願に関連し、請願受理の手続き及び個人情報の取扱いに関する事実関係を明らかにするために設置されました。その背景には、議会が市民の基本的人権を尊重し、公正かつ透明性のある運営を確保する責務があること、そして請願権という民主的な制度の正当性を担保する必要があることが挙げられます。

本件においては、特定の議員による請願賛同人への働きかけや個人情報の不適切な取扱いが指摘されており、これらの行為が市民の憲法上の権利を侵害する可能性があることから、議会としてこれを看過することはできませんでした。また、地方自治の根幹に関わる問題である以上、市民の信頼を損なわないためにも、事実関係を明確にし、適正な対応を講じることが不可欠であると判断しました。

しかしながら、本委員会の設置に対しては、一部の議員や市民の間で、その必要性や意義を疑問視する声もありました。特に、調査の進行に伴い、一部の関係者が本件を歪曲化し、政治的な対立の構図に持ち込もうとする動きが見受けられました。しかし、本委員会の設置は、政治的対立などではなく、市民の権利を守り、議会の公正性を確保するために必要かつ必然的な措置であることを強調したいと思います。

朝来市議会は、市民の信託を受け、その代表として公平な議会運営を行う責務を負っています。本委員会の調査と報告は、その責務を果たすための一環であり、市民の声に誠実に応えるためのものであることを、改めて明言いたします。先の中間報告書と併せて、本報告書が、市民の権利保護と議会の透明性向上に寄与することを願い、ここに提出いたします。

なお、以下の本文では、調査の正確な整理と報告を優先し、簡潔で客観的な文体を用いて記述します。

(2) 調査概要

① 本報告書の目的

本報告書は、本委員会が、令和6年6月17日に受付けされた請願第3号「吉田俊平議員の即時議員辞職勧告を求める請願」に関して実施した調査の最終報告である。本請願については、特定の議員による請願賛同人への署名撤回の働きかけや、個人情報の不適切な取扱いが指摘され、市民の基本的人権及び議会の公正性に関わる重大な問題として取り上げられた。本委員会は、その事実関係を調査し、適正な対応策を検討するため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき設置された。

中間報告では、調査の結果として複数の問題点が明らかとなったが、その後の追加調査により、議員証言の信憑性や虚偽陳述の可能性が新たな論点として浮上し、虚偽陳述の認定および告発の要否について慎重な検討が求められる状況となった。また、中間報告では、議会（事務局）による個人情報管理の不備を指摘しており、これに対する具体的な対応策の検討が必要とされていた。本報告書は、これらの課題を総合的に整理し、今後の対応策について提言するものである。

② 調査の経緯（中間報告を踏まえた追加調査の実施）

本委員会は、令和6年6月24日に設置され、中間報告までに14回の会議を開催し、延べ20人の証人尋問を実施した。中間報告では、以下の主要な問題点を指摘した。

(ア) 請願賛同人への不当な干渉

特定の議員が請願賛同人に対し、戸別訪問や電話で署名の確認や撤回を促す行為を行った。これにより、憲法第16条（請願権）、第19条（思想・良心の自由）、第21条（表現の自由）に抵触する可能性があること、及び会議規則に違反し、議会の請願受理権限の濫用に該当することが認定された。

(イ) 個人情報の不適切な取扱い

賛同人名簿が、正規の審査手続きを経ずに第三者へ提供された。また、その取得保有の目的以外の用途に使用された。これらは朝来市議会の個人情報の保護に関する条例に違反する可能性があり、市民のプライバシー権が侵害された。

(ウ) 議会運営上の問題点

議長（当時）が本請願の受理手続において特定の議員に情報を提供するなど、議会運営の公平性が損なわれた。

(エ) 議会（事務局）による個人情報管理の不備

本件請願に関連する個人情報（賛同人名簿を含む）の管理体制に不備があり、一部の情報が適切なセキュリティ対策を取らずに共有されていた。具体的には、請願書の電子データがパスワードで保護することなく送信された事例や、傍聴席に賛同人名簿が含まれた資料が配布されるなどの問題が発生した。

この中間報告のほか、特定の議員が証人尋問において虚偽の陳述を行った可能性が指摘されたため、本委員会は虚偽陳述の有無および告発の要否について追加調査を行うこととした。特に、

㊦ 吉田議員の証言とライングループでの情報提供の事実関係の矛盾

㊧ 関議員による証言の信憑性の問題

㊦ 森田議長（当時）の証言の変遷と虚偽陳述の可能性について、議事録や証拠資料を精査した。

また、議会（事務局）による個人情報管理の問題については、これは基本的に議会自体の慣行に対する問題提起であり、事務局職員の個人責任を個別に問うものではないことを明確にした上で、今後の改善策を検討した。

これらの調査結果を踏まえ、本報告書では、虚偽陳述の認定及び告発の必要性について総合的な判断を示すとともに、議会運営の改善策を提言する。

③ 調査の重要性と意義

本調査は、市民の基本的人権である請願権の適正な行使を保障し、議会の透明性と公正性を確保するために極めて重要なものである。議会における個人情報の取扱いの不適切さが明らかになったことで、市民の信頼を回復するための抜本的な改革が必要である。

また、議員の証言の真実性が問われる本件では、虚偽陳述の罪（地方自治法第 100 条第 7 項）の適用可能性が問題となる。議会の調査権を適正に機能させるためには、証言の信頼性が担保されることが不可欠であり、虚偽陳述が確認された場合には、告発を含む適切な措置を講じることが求められる。

さらに、議員が請願賛同人に対して不当な干渉を行い、市民の自由な意思決定を阻害した事実は、地方自治の根幹に関わる問題である。本調査の結果は、今後の議会運営の透明性を確保し、市民の基本的権利を守るための基盤とするものである。

加えて、議会による個人情報管理の在り方についても検討を行い、議会として今後どのように情報管理を改善すべきかを提言する。これは、議会の透明性と公正性を高め、市民の信頼を取り戻すために不可欠である。本委員会は、議会全体としての個人情報管理の改善を推進し、同様の問題が再発しないよう制度の見直しを図ることが重要であると考える。

本報告書は、これらの問題点を整理し、必要な対応策を示すことにより、議会の信頼回復と制度改革のための指針となることを目的としている。

④ 虚偽陳述の法的枠組みについて

(ア) 虚偽陳述の罪と偽証罪（刑法第 169 条）

地方自治法第 100 条第 7 項は、同条第 2 項が準用する民事訴訟に関する法令に基づき宣誓した証人が虚偽の陳述をした場合に、処罰の対象となることを規定している。その構成要件は、刑法 169 条のそれと異なるところはないと考えられる。

(イ) 虚偽陳述の罪の構成要件

虚偽陳述の罪が成立するためには、以下の要件が満たされる必要がある。

㊦ 法律に基づく宣誓の下での陳述であること

虚偽陳述の罪が成立するためには、証人が法律に基づき適式に宣誓した上で証言を行うことが前提となる。本委員会においては、いずれの関係者も地方自治法第 100 条第 2 項に基づき宣誓の上、証言を行っている。

㊧ 陳述が証人の記憶に反すること（「虚偽」の判断基準）

虚偽陳述の罪における「虚偽」とは、偽証罪と同様に、証人の記憶に反する内容を指す（主観説）。すなわち、証人自身が認識している記憶と異なる内容を述べた場合に「虚偽の陳述」となる。

㊨ 証人が意図的に記憶に反する供述を行ったこと（故意）

虚偽陳述の罪の成立には、「証人が自身の記憶と異なることを認識しながら、故意

に虚偽の陳述を行った」ことが必要である。単なる記憶違いや誤解に基づく供述の誤りは虚偽の陳述には該当しない。この点に関しては、証言の不自然さや矛盾の程度、関連する証拠との整合性を踏まえて慎重に判断する必要がある。

本委員会では、以上の基準に基づき、証人の供述が虚偽陳述に該当するか否かを慎重に検討し、個別の判断を行った。

(3) 調査結果と分析

本委員会は、中間報告の提出後、証人尋問での証言内容の信憑性を検証するために会議録の追加調査を実施し、特定の証言が客観的証拠と矛盾することを確認した。そこで、証人の陳述が虚偽陳述に該当するか否かの検討を行い、虚偽陳述の罪の告発の要否について慎重に判断した。また、議会による個人情報管理の不備についても、改めて分析し、今後の対応策を検討した。

本章では、追加調査の結果判明した事項について整理し、各証言に対する評価とともに議会の対応の必要性について報告する。

① 虚偽陳述の有無に関する検討

(ア) 吉田議員の証言と虚偽陳述の認定

吉田議員は、第9回委員会（令和6年11月15日）の証人尋問において、令和6年6月19日朝の行動について次のように証言した。

- ⑦「請願第3号の文面及び賛同人名簿は、6月19日午前8時半以降に、自宅又は登庁途上の車中で初めて閲覧した。車中の場合は、赤信号で停車中に閲覧可能である。」
「6月19日午前8時半以降に請願署名簿のAの名前を閲覧後、自宅又は車中からすぐにAに電話した。通話時間は1分以内である。」

しかし、調査の結果、市役所本庁舎までの移動時間を考慮すると、赤信号で停車するわずかな時間内に請願書を読み込み、Aの名前を確認し、さらに電話をかけて会話を完了することは現実的に困難である。加えて、Aから議会事務局への電話は午前8時39分にかかっており、通話時間は2分前後であったことが判明している。これにより、吉田議員が午前8時半以降に請願書を初めて確認し、その後すぐにAへ電話をかけ、それを受けてAが議会事務局に架電したとする証言の内容は、時間的整合性に無理があり、その信憑性に重大な疑義が生じる。

また、賛同人名簿のAの住所の誤りについて次のように証言した。

- ⑧「Aの署名の住所が間違っていることは、6月19日朝のAとの電話の時点では知らなかったが、後日知った。」

しかし、調査の結果、吉田議員が、同日午前10時7分に送信した自身のラインメッセージに、「住所が間違っているという人もいた」と記述していることが、本委員会が入手したスマートフォンのスクリーンショットにより明らかになっている。この事実は、吉田議員が当該時点で既に賛同人名簿の住所の誤りを把握していたことを示唆している。

さらに、請願情報の第三者への提供について次のように証言した。

- ⑨「請願第3号の写し又は電子データを第三者に提供したことはない。」
「ライングループの会員に請願第3号の内容を送った記憶はない。」
「送付されたPDFファイルの入手経路は分からない。」

しかし、調査の結果、吉田議員が自身のライングループ「しゅんぺい会」に本請願

の PDF ファイルを送信していたことが、前記のスクリーンショットにより確認されている。また、そこに記録されている送信時のメッセージ内容からも、吉田議員が本請願の内容について相当の関心と理解を有していたことが窺え、証言の「記憶はない」「分からない」とする主張は信憑性に欠けると判断された。

このような事実関係から、吉田議員の証言は、少なくとも証言⑨については虚偽であると認められる。

ただし、虚偽陳述の罪の成立には「故意に虚偽の証言を行ったこと」が求められる。本件では、「覚えていない」という表現が多用されており、これが記憶違いによるものか、それとも意図的な虚偽陳述であるかを判断することが課題となった。

委員会では、

- i) ライングループでの送信履歴があるにもかかわらず、送信の記憶がないと主張する不自然さ
- ii) PDF ファイルについて詳細に説明する文章を入力するなど、重大な関心を有しており、一連の事実を失念することは考え難いこと
- iii) 具体的な証拠があるにもかかわらず、否認を続ける姿勢は、偽証の意図を示唆すること

を総合的に考慮し、吉田議員の証言⑨は、客観的証拠との明確な矛盾が認められ、意図的な虚偽陳述の蓋然性が極めて高いと評価した。

(イ) 関議員の証言と虚偽陳述の疑い

関議員の証言は、請願内容の把握時期、賛同人への働きかけ、署名撤回の勧奨など、複数の重要な点において、客観的根拠を欠き、他の証言と矛盾するなどの不整合がある。

関議員は、第5回委員会（令和6年10月2日）の証人尋問において、次のように証言した。

⑦「請願賛同人に対して、署名撤回を求めるような働きかけはしていない。」

しかし、調査の結果、関議員が賛同人を戸別訪問し、「名前が公開されることを知っているか」「リスクがあることを理解しているか」といった質問を行っていたことが複数の証言から明らかになっている。さらに、「署名を取り消してほしいとお願いされたように感じた」「署名を取消しするのは今ですと間に合いますよと言われた」との証言や、「署名の撤回を求められた」とする文書調査の回答も複数存在している。

これらの事実から、関議員の戸別訪問は、単なる賛同人への確認ではなく、実質的に署名撤回を促す意図を持ったものであった可能性が極めて高いと推認される。関議員の証言には、自らの行動の正当性を強調しつつ、実際の行動が請願賛同人の意思決定に与えた影響を過小評価する傾向が見られる。「署名撤回を求める働きかけはしていない」という証言は、自己の意図と行為を隠すために事実を歪めた虚偽の証言である可能性が疑われる。

また、次のように証言した。

④「Aと買物途中に偶然に出会い、賛同署名やその撤回の経緯を聞いた。」

しかし、Aは「賛同署名の経緯や撤回の事情について、関議員に話したことはない」と証言しており、関議員の「Aから、賛同署名やその撤回の経緯を聞いた」とする説明は事実と異なる可能性が高く、あるいは虚構の疑いがある。

このように、関議員の証言の信憑性には疑義が生じており、意図的な虚偽陳述の可能性が否定できない。しかし、その評価は、現時点では主に客観証拠の裏付けがない証言の比較による判断に依存しており、確定的な結論を導くには証拠として不十分で

ある。これが「意図的な虚偽」か否かを判断するには、さらなる証拠の精査や補強証拠が必要であるが、これ以上の調査には、証人尋問の追加や新たな証拠収集が必要となり、議会の調査権限や能力の範囲を超える可能性がある。職責の範囲を超えた調査を行うことは適切ではなく、本件に関する判断は現時点の証拠に基づくこととし、本委員会は関係員の証言を「疑わしいものの、虚偽陳述と断定するには至らない」と判断した。

(ウ) 森田議長（当時）の証言と虚偽陳述の可能性

森田議長（当時）は、第5回委員会（令和6年10月2日）において、「会派「清風の絆」の会派議員以外には請願第3号のファイルを送信していない」と証言していたが、第9回委員会（令和6年11月15日）では、「吉田議員にも送信した」と証言を変更していることから、当初の証言が虚偽であった可能性が指摘された。

しかし、森田議長（当時）は証言変更の理由として、「前回の尋問時には送信したことを認識していなかった」と主張しており、記憶違いの可能性を完全には排除できない。そのため、本委員会は「証言の一貫性に欠けるものの、虚偽陳述の故意性を立証するのは困難である」と判断した。

② 議会による個人情報管理の不備について

本委員会は、中間報告で指摘した議会による個人情報管理の不備についても、改めて問題点を整理し、改善策を提言することとした。本件は、議会の従来慣行に関する問題提起であり、事務局職員の責任を問うものではない。今後の再発防止策として、議会における個人情報管理の厳格化を求めるものである。

本委員会が確認した個人情報管理の不備は以下の二点である。

(ア) 個人情報を含む電子メールの送信に関する問題

本件では、請願書に含まれる賛同人名簿が、パスワード保護などの適切な情報セキュリティ措置を講じないまま、議長宛に電子メールで送信されていたことが判明した。個人情報の漏えいリスクが高まることから、今後は電子メールで個人情報を取り扱う際には、必ずパスワードを設定するなど、適切な情報保護措置を講じることを義務付けるべきである。

電子メールでの情報送信における対策として、以下の措置が必要である。

- ㊦ 個人情報を含む文書を電子メールで送信する場合には、パスワード保護や暗号化を必須とする。
- ㊧ 受信者に対し、パスワードを別の経路（電話や別メール）で伝達する運用を徹底する。
- ㊨ 送信者は、送信前に必ず上長や関係者と情報管理のルールを確認し、適切な取り扱いを確保する。

これらのルールを明確化し、適切な個人情報管理の意識を徹底することが求められる。

(イ) 請願書を傍聴資料として提供する際の個人情報管理の問題

議会における請願審査の透明性確保は重要であるが、本件では、請願書に添付された賛同人名簿が傍聴者資料として保護措置を施さずに配布されるという慣行があった。これにより、請願に賛同した市民の個人情報が広く公開されることとなり、プライバシー保護の観点から問題が生じた。

今後、議会が請願書を傍聴者資料として提供する場合には、請願書に含まれる個人情報について適切な保護措置を講じた上で公開することを徹底すべきである。

具体的な対応策として、以下の措置を検討する。

- ㊦ 請願書を傍聴者資料として公開する際には、賛同人名簿などの個人情報をもマスクするか、公開範囲を制限する。
- ㊧ 傍聴者に提供される資料には、「この資料に含まれる個人情報は請願審査の目的に限定して使用されるべきものであり、第三者への提供を禁止する」旨の注意書きを付記する。
- ㊨ 請願書を閲覧する傍聴者や関係者に対しても、個人情報の保護に関する意識啓発を実施し、適正な管理の意識を高める。

このような措置を講じることで、市民の請願権（請願審査の透明性）を保障しつつ、個人情報の適切な管理を両立させることが可能となる。

本委員会は、以上のとおり、議会運営の透明性確保と再発防止策の強化を提言する。

（４）告発の可否に関する検討

① 告発の可否に関する検討（虚偽陳述の認定と議会の告発義務１）

ここからは、吉田議員の証言㊦が意図的な虚偽陳述に該当する蓋然性が高いとの判断を踏まえ、告発の可否について検討する。

地方自治法第 100 条第 9 項は、「第 7 項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない」と規定しており、議会が虚偽陳述を認定した場合、原則として告発が義務付けられているとも読める。しかし、実務上は、告発により捜査が開始されることを踏まえ、証拠が不十分である場合や虚偽陳述の立証が困難である場合には、告発を見送ることもあり得るとされている。

この点、議会には捜査権がないため、告発に際して検察官が起訴する際のような厳格な証明は求められないと考えられるが、人権保障の観点からも、証人が意図的に虚偽の陳述をしたと確信できる場合に限り、告発を行うべきであると考えます。

本委員会の判断として、吉田議員の証言㊦は、意図的な虚偽の可能性が極めて高く、全会一致で告発の対象となり得ると結論付けた。

② 告発の適否に関する検討（虚偽陳述の認定と議会の告発義務２）

さらに、本委員会は、実際に告発を行うか否かを判断する際には、単に虚偽陳述の蓋然性が高いという事実だけでなく、告発することによる議会の権威や信頼への影響、司法手続きの見通し、議会運営や市政への実務的な負担を総合的に考慮しなければならないと考える。なぜなら、告発が単なる法的手続きにとどまらず、議会の機能や社会的評価に大きな影響を及ぼすからである。

第一に、安易な告発は政治的対立の手段とみなされる危険があり、議会の公正性や信頼性を損なう可能性がある。ただし、明確な虚偽陳述が認められながら告発しない場合には、議会の調査権が形骸化し、信頼性が揺らぐことになりかねない。

第二に、告発が法的に実を結ぶかどうか慎重に検討すべきである。虚偽陳述の罪の成立には「故意」の立証が必要であり、証拠が不十分で検察が起訴を見送った場合、議会の判断の正当性が問われることになる。

第三に、告発が議会運営や市政に与える影響も考慮すべきである。市政の重要課題がある中で、議会が告発に過度にエネルギーを費やすことが適切かどうか、告発に伴う捜査や裁判への対応が、行政のリソースを圧迫しないかも検討しなければならない。

本委員会では、本件について告発の法的要件は満たされる可能性があるものの、告発の是非を判断するには、法的要件の充足だけでなく、これら多面的な要素を慎重に比較

衡量した上で、慎重な判断を下す必要があると判断した。そのため、最終的な決定は本会議の採決に委ねるべきとの意見があり、委員会としての告発決定には至らなかった。

(5) 最終評価と結論

本委員会は、本調査を通じて以下の結論に至った。

- ① 吉田議員の証言⑦は意図的な虚偽陳述の蓋然性が極めて高く、地方自治法第 100 条第 9 項に基づき告発を行うことが可能な程度のものである。しかし、告発には正当な法的根拠があるものの、政治的・実務的な影響を総合的に判断する必要があるため、本会議での採決に委ねるのが適切であるとの意見があり、委員会の採決において告発を行うべきとする意見は少数であった。
- ② 関議員および森田議長（当時）の証言には矛盾があるものの、虚偽陳述と断定するには証拠が不十分である。
- ③ 議会による個人情報管理の不備について、適切な保護措置を講じる必要がある。特に、電子メールでの個人情報送信のセキュリティ強化と、請願書の傍聴資料としての公開方法の見直しが急務である。

本委員会は、本報告書の提言をもとに、議会運営の透明性の向上、市民の信頼回復に向けた改革が早急に進められることを期待する。

以上、朝来市議会会議規則第 103 条の規定により報告します。

令和 7 年 3 月 26 日

議長 浅 田 郁 雄 様

請願受理及び個人情報取扱事務調査特別委員会
委員長 日 下 茂